

湖南省第三次地域福祉計画 第2回策定委員会 会議録

- 日時 平成28年(2016年)10月7日(金曜日) 午後2時から午後4時まで
- 場所 湖南省中央まちづくりセンター 2階 第3会議室
- 出席者 委員(20名)、事務局(6名)、NITOKEN(2名)
- 会議次第

- 1 あいさつ
- 2 第1回策定委員会のご意見シート(資料1)
- 3 策定委員および市・社協による事業評価の結果(資料2)
- 4 地域福祉を取り巻く状況の変化(資料3)
- 5 市民および事業所向け懇談会について(資料4)
- 6 グループワークについて(資料5)
- 7 その他

1. あいさつ

事務局	みなさまこんにちは。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。第2回湖南省第三次地域福祉計画策定委員会を開催いたします。まず、委員長からご挨拶をお願いいたします。
委員長	— あいさつ —
事務局	ありがとうございます。 本日の委員会ですが、委員24名中20名にご出席いただいておりますので、委員会の成立を確認させていただきます。 本日の予定ですが、次第にあります「1.」から「5.」までを進めました後、「7.その他」を先にいたしまして、そこまでで約1時間を予定しております。その後、少し休憩をはさみまして、グループワークということで3つのグループに分かれ1時間程度の協議をお願いいたします。 まず議題に入る前に、本日の資料の説明をさせていただきます。
事務局	— 資料説明 —

2. 第1回策定委員会のご意見シート(資料1)

3. 策定委員および市・社協による事業評価の結果(資料2)

委員長	それでは、次第の「2.」と「3.」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
事務局	— 「2.」(資料1)説明 —
委員長	ご質問は「3.」の説明が終わってからとしますので、引き続き次第「3.」の報告もお願いいたします。
事務局	— 「3.」(資料2)説明 —
委員長	それでは「3.」までの説明が終わりましたので、どうしても全体で共通して確認しておく必要があるご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いします。
委員	今回の事業評価につきまして、非常に膨大な資料を取りまとめでいただきこの形になったというのは大変な労力だったかと推察しますが、もう少し踏み込み、一次計画の中において福祉サービスがどういうレベルであって、それに対して行ってき

たこととかが、この評価からどのように主管として受け止めているのかを、もう少し具体的にわかりやすく示していただけるとありがたいと思います。

それから色々なジャンルの社会福祉サービスが、それぞれのジャンルごとに縦割りで法律に基づき施策されていて、それを補完するような形が社会福祉サービスの一環かと考えますが、この計画の中でどのように網羅されているかが見えてきません。

どういう状態ならばこの評価が、社会サービスとして成り立つのか。社会サービスというのはある程度限界がありますので、「ここまではこの制度の中で行っているがサービスが行きわたっていない」といったことが事業評価の中にしっかりあらわれているのかといった検証を、専門的な目で見ていただいて、出していただきたいと思います。皆さんの意見をまとめましたというだけではなく、もう少し大綱的に、湖南省全体での社会福祉・社会福祉サービスというもののレベル、それに対してどういう形で劣っているのか、達成されているのかがわかれば次に力を入れるべき点について計画を立てやすいのではないのでしょうか。

事務局

まず、1点目の福祉サービスの視点について、先程の評価についての二つ目の意見にも関係すると思いますが、それぞれの計画、子育ては子育ての計画、障がいは障害の計画という部分で、具体的な計画の中身があります。それを取りまとめた中身がこの地域福祉計画であって、それら制度に漏れた方をどのように支援できるか、それぞれの制度に基づかない制度から外れた方をこの地域福祉の中でカバーできないかというのが計画の位置付けとなります。

ただおっしゃる通り、この計画は地域での取り組み等の具体的な数値が今まであまりあげられていないので、何をこの計画でうたっているのかという表記がもう少し必要ではないか、また、何を持って評価するのかについて、わかりやすい表現が必要ではないかというのが今回評価をする中で分かってきたところであり、そうご理解いただければ、と考えております。

委員

取り組みの方向性としては、社会福祉サービスとは何かということについて委員が共通認識を持ち、行政が社会福祉サービスとして何をどこまでするのか、ということだと思いますが、100%することはできないので、そんな中、健康で文化的な最低限度の生活という憲法25条でうたわれていることにもとるような人にどう手を差し伸べるのかというところが基本ではないかと思います。どこでどう手を差し伸べるのか、地域によって上げるか下げるかということが計画の中身の基準になってくるのではないのでしょうか。

情報提供をしたとして、利用者が情報を受け取り利用していたら行きわたっていることにはなりますが、利用していない人は切捨てになるのか、そういう人を救っていくのか、といったところまで踏み込むのが重要になってくるのではないのでしょうか。

また、計画にはそれぞれ主体がありますが、主体本人がやっているから個人にまかせますといったことではなく、湖南省全体の中でこれは民営で、これは直轄で、これは社協でといったことが明確にならないと、計画の実行性があがらないのでは

	ないでしょうか。
事務局	<p>おっしゃる通り、今の計画において、主体が「市民」「事業者」「社協」「行政」と4つの区分しかされておりません。それぞれの区分の定義は34ページに書かれていますが、もう少し「誰が」という点をこの計画では詳細に踏み込まなければならないと考えております。</p> <p>また、それぞれ行政だけ、社協だけ、事業者だけ、市民だけでできるものではなく、協力が必要です。</p>
委員	<p>もれている人を救うことはできないのでしょうか。</p> <p>救えるのであればいいですし、救えない場合、助けていかなければならないという目線があるなら、そこに対しての社会福祉サービスを追求していく。または、そこまではできないので、自助努力でやっていただくという、そういう事ではないのでしょうか。</p>
事務局	ありがとうございます。おっしゃる通りでございます。
委員長	<p>他にご意見ご質問、いかがでしょうか。</p> <p>グループワークで、個別のご意見等は十分にご発言いただきたいと思いますので、次の次第に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>成年後見人や預貯金管理についての不祥事があったと思うのですが、社会福祉協議会の方、どなたかいらっしゃらないのでしょうか。本日これだけメンバーも集まっておりますので、経緯であったり今後の対応策だったり、一言あってもよいのではと思ったものですから。</p>
事務局	<p>冒頭にご説明すべきだったかもしれませんが、この時間に社協で今回の一連のことについて協議するため会議が行われており、社協の委員が本委員会に出席することはございませんでした。本来であれば社協の職員なりしかるべきものから説明すべきところですが、市役所としましては、社協には補助金や委託等で皆さまからお預かりした税金を投入しておりますので、不祥事の指導等の義務がございます。そういった点から十分な対応ができていず、市民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしていると思っております。市としましては社協に調査に入り、原因の検証をし、二度と起こらないための体制づくりやこれからの活動が円滑に行われるよう、また、信頼される社協が取り戻せるように指導していきたいと思います。</p> <p>冒頭で説明せず、申し訳ございませんでした。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他にないようでしたら、次の次第に進みたいと思います。事務局より説明をお願いします。</p>

4. 地域福祉を取り巻く状況の変化（資料3）

事務局 NITOKEN	— 「4.」（資料3）説明 —
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>時間が押していますので、懇談会の提案を事務局よりしていただいた後に、全体的な意見をご発言いただきたいと思います。</p>

5. 市民および事業所向け懇談会について（資料4）

事務局	－ 「5.」(資料4) 説明 －
委員長	ありがとうございます。 それでは先程の「次第4.」を含めてご質問、ご意見ございましたら挙手のうえご発言ください。 特にございませんようでしたら、この後の進行について事務局よりお願いします。

7. その他

事務局	－ (資料：湖南省第三次地域福祉計画策定スケジュール(案)) 説明 －
委員長	それではスケジュールにつきまして、ご質問等よろしいでしょうか。かなり厳しいスケジュールですけれども、ご協力をお願いいたします。 「6.」の説明をお願いします。

6. グループワーク

事務局	－ 「6.」(資料5) 説明 －
委員長	グループワークの進行はどのようにしたらよろしいでしょうか。
事務局	グループワークの進行につきましては、Aグループは溝口委員長、Bグループは金子委員、Cグループは船越副委員長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
委員長	それではそれぞれの場所に移動していただき、終わりましたら自然解散ということをお願いします。時間は4時を目途にしてください。5分休憩した後始めてください。 － 3グループに分かれて意見交換後終了 －

■ 問い合わせ先

社会福祉課地域生活支援係〔東庁舎〕

電話 0748-71-2327

ファックス 0748-72-3788